

20 社会福祉士・介護福祉士^{*1}

小林 光俊^{*2}

1. 社会福祉士及び介護福祉士の業務

(1)社会福祉士の業務

社会福祉士の業務は、「社会福祉士及び介護福祉士法」第2条第1項の定義によれば、「この法律において『社会福祉士』とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障のある者の相談に応じ、(以下略)」とされている。すなわち相談を基軸とする業務である。そして福祉サービスの提供による生活支援である。

(2)介護福祉士の業務

介護福祉士の業務は、「社会福祉士及び介護福祉士法」第2条第2項の定義によれば、「この法律において『介護福祉士』とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活に支障があるものにつき心身の状況に応じた介護(喀痰(かくたん)吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で定めるものに限る：以下「喀痰吸引等」を含む)を行い、(以下略)」とされている。すなわち介護福祉士の業務は、2つの領域を担当する。1つは日常生活の営みに関わる介護である。これは介護福祉士の判断のもとでの業務である。2つには2011年の法改正による「喀痰吸引等」の医療的ケアを担当することである。これは医行為であるが、医師の指示の下に、一定の研修を受けて行うこととされている。したがって介

護福祉士教育においても新たに医療的ケアの教育が行われることとなった。

(3)社会福祉士及び介護福祉士の業務の新たな展開

老い、病、心身の障害等に起因する生活支障にある人への支援は、ニーズの多様化、複合化により、保健・医療・福祉等の連携・協働の上に行われることとなった。とりわけ医療依存度の高い高齢者並びに認知症高齢者の急増があり、そして重度の障害のある人の自立支援等への対応が迫られている。したがって社会福祉士及び介護福祉士法は、医師その他の医療サービスを提供する者、その他の関係者等との連絡及び調整を定めている(第2条第1項参照)。これは介護福祉士においても同様で、医療的ケアのほか介護に関しても保健医療サービス提供者その他関係者との連携・協働のもとに行われている。

2. 社会福祉士の養成教育

(1)教育カリキュラム

①一般養成施設^{注1)}においては、修業年限1年以上、時間数1200時間とする。

②短期養成施設^{注2)}においては、修業6月以上、時間数660時間とする。

^{注1)} 一般養成施設：一般大学を卒業した者、一般短期大学を卒業後1年又は2年の実務経験(相談援助)を経た者及び福祉施設等において4年以上の実務経験(相談援助)を経た者を対象とする社会福祉士養成施設【全国55校67課程(2013.4.1現在)】

^{注2)} 短期養成施設：福祉系大学で基礎科目を履修・卒業した者、福祉系短期大学等において基礎科目を履修・卒業後1年又は2年の実務経験(相談援助)を経た者及び児童福祉司等として4年の実務経験を経た者を対象とする社会福祉士養成施設【全国9校9課程(2013.4.1現在)】

^{*1} Medical Social Worker / Care Worker

^{*2} Mitsutoshi Kobayashi 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会会長

(2)教育カリキュラムの構成（一般養成施設）

- ①人・社会・生活と福祉に関する知識と方法（180 時間）
- ②総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術（180 時間）
- ③地域の基盤整備と開発に関する知識と技術（120 時間）
- ④サービスに関する知識（300 時間）
- ⑤実習・演習（420 時間）

これら科目の総時間数は、1,200 時間から成り立っている。

3. 介護福祉士の養成教育

介護福祉士の教育は、現在 2007 年のカリキュラム改正によって行われている。しかし、養成施設において資格取得のために国家試験が課せられる点、及び実務経験者の国家試験受験要件として

実務者研修^{注3)}が課される点は、2012 年の施行予定が 3 年延期され 2015 年からの施行となった。なお、医療的ケアについては 2011 年の法改正により養成教育のカリキュラムに含まれ教育が行われている。

(1)教育カリキュラム

- ① 養成施設 2 年以上 (1,850 時間)
- ② 実務者研修 6 月以上 (450 時間)

(2)教育カリキュラムの構成（養成施設 2 年以上）

- ①人間と社会（240 時間）
- ②介護（1,260 時間）
- ③こころとからだのしくみ（300 時間）
- ④医療的ケア（50 時間以上）・演習〔実地研修は可能な限り行われる〕

これら科目の総時間数は、1,850 時間から成り立っている。

4. 社会福祉士及び介護福祉士の資格取得者数の推移

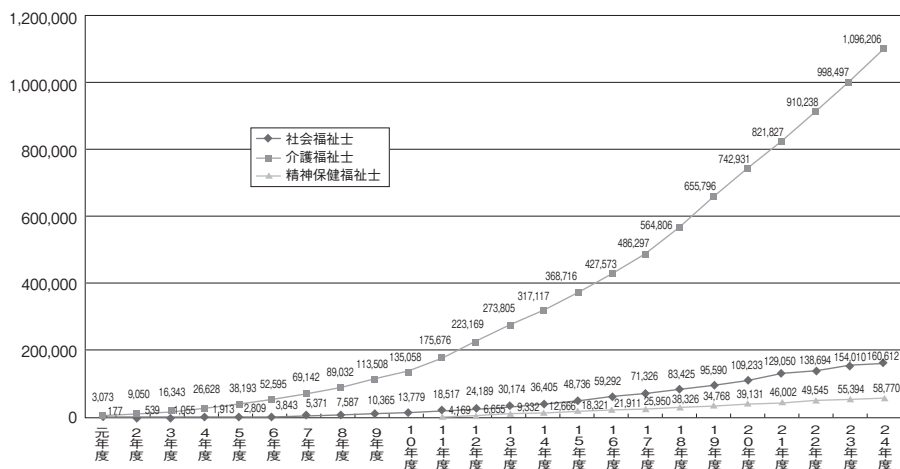


図 1 登録者の資格種別一年度別の推移

出典：（公財）社会福祉振興・試験センター

注3) 実務者研修：介護福祉士養成施設（2 年以上の養成課程）の到達目標と同等の水準を修得するための、実務経験者に対する「介護の基本」、「介護過程」、「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」などの科目を含む 450 時間、6 月以上の研修

5. 社会福祉士及び介護福祉士の就業者数

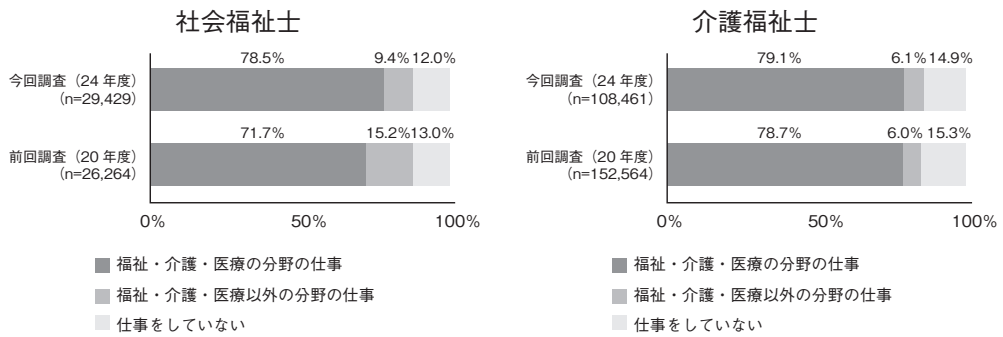


図 2 社会福祉士・介護福祉士資格保有者の就労状況

出典：（公財）社会福祉振興・試験センター「平成 24 年度社会福祉士・介護福祉士就労状況調査」